

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則等の一部を改正する命令（案）について（概要）

令和 6 年 7 月
デジタル庁デジタル社会共通機能グループ
総務省自治行政局

1. 概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 65 号。以下「番号利用法等の一部改正法」という。）による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）（以下「番号利用法」という。）の一部改正等に伴う命令の一部改正を行うものである。

2. 改正内容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成 26 年内閣府・総務省令第 3 号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成 26 年総務省令第 85 号）、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 120 号）、地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令（平成 29 年総務省令第 79 号）及び個人番号カードを引き渡すことができる領事官等に関する省令（令和 6 年総務省・外務省令第 1 号）の一部改正

① 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部改正関係

（ア）法第 2 条第 7 項の主務省令で定める年齢未満の者については、個人番号カードの交付の際の本人確認書類として、顔写真がついていない書類を用いるものとする。

（イ）番号利用法等の一部改正法による健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）等の改正に伴い、本人確認書類として列記されているもののうち被保険者証に係るものを削除し、それに代わる本人確認書類を規定する等の所要の改正を行う。

② 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令の一部改正関係

（ア）法第 2 条第 7 項の主務省令で定める年齢は、1 歳とする。

- (イ) 法第 16 条の 2 第 2 項の当該個人番号カードの交付を受けようとする者の利便及び迅速な個人番号カードの交付に資するものとして総務省令で定める事情に、交付申請者が法第 16 条の 2 第 1 項の申請の日において (ア) で定める年齢に満たない者である場合を追加する。
- (ウ) 国外転入者が法第 16 条の 2 第 3 項の機構から個人番号カードの送付を受けることを希望する申出を行うことができる期間は、国内転入後転入届を届け出て以後 30 日間とする。ただし、当該期間内に交付申請書を提出しないことにつきやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。
- (エ) 個人番号カードを紛失した者が法第 16 条の 2 第 3 項の機構から個人番号カードの送付を受けることを希望する申出を行うことができる期間は、紛失届を届け出て以後 30 日間とする。ただし、当該期間内に交付申請書を提出しないことにつきやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。
- (オ) 個人番号カードの交付を速やかに受ける必要がある者として総務省令で定めるものは、次に掲げる者とする。
- ・ 転入や出生等以外の理由で住民票に新たに記載された者（中長期在留者等を除く）
 - ・ 新たに住民票に記載された中長期在留者等
 - ・ 個人番号又は住民票コードの変更により個人番号カードが失効した者
 - ・ 個人番号カードが焼失し若しくは著しく損傷し、又は個人番号カードの機能が損なわれたことにより個人番号カードの再交付を求める者
 - ・ 追記欄の余白がなくなったことにより個人番号カードの再交付を求める者
 - ・ 刑事施設に収容されていた者
- (カ) (オ) で定める者が法第 16 条の 2 第 3 項の申出をすることができるのは、その者が個人番号カードの交付を速やかに受ける必要があることにかかる事由が発生した日以後 30 日以内に交付申請書を提出した場合に限る。ただし、当該期間内に交付申請書を提出しないことにつきやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。
- (キ) 機構から交付申請者にカードを送付する際に、交付申請者が確実に受領することができるものとして総務省令で定める方法は、本人限定受取郵便等により送付する方法、交付申請者に係る住民票に記載されている住所にあてて、書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法、交付申請者の所在地にあてて、書留郵便等に

より、転送不要郵便物等として送付する方法及び市町村の事務所に送付する方法とする。

(ク) 法第 17 条第 3 項の規定により交付申請者が個人番号カードの交付を受けるときは、機構が当該個人番号カードに暗証番号を設定するものとする。

(ケ) 個人番号カードの交付を速やかに受ける必要がある者（乳児、国外からの転入者、カードを紛失した者及び（オ）で定める者）であって、住所地市町村長が適当と認めるものが出頭して個人番号カードの交付を受けるときは、機構が暗証番号を設定することができるものとする。

③ その他所要の規定の整備

3. 施行期日

令和 6 年 12 月 2 日